

公立大学法人名古屋市立大学業務方法書（案）

（目的）

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び公立大学法人名古屋市立大学の業務運営等に関する規則（平成18年名古屋市規則第106号）第2条の規定に基づき、公立大学法人名古屋市立大学（以下「法人」という。）の行う業務執行の基本的事項を定め、その業務の適正な執行に資することを目的とする。

（業務執行の基本方針）

第2条 法人は、法第26条第1項の規定により、中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果的な執行に努めるものとする。

（業務の委託）

第3条 法人は、公立大学法人名古屋市立大学定款第22条に規定する業務の一部を法人以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができることと認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合には、業務の一部を委託することができる。

（委託契約）

第4条 法人は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

（競争入札その他契約に関する基本事項）

第5条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により、締結するものとする。

（その他）

第6条 法人の業務に関し、必要な事項については、この業務方法書に定めるもののほか、法人の規程の定めるところによる。

附 則

この業務方法書は、名古屋市長の認可のあった日から施行する。

《参考》

地方独立行政法人法（抜すい）

（業務方法書）

第 22 条 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。